

令和5年度 職長・安全衛生責任者教育の開催ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教育機関
建設業労働災害防止協会山形県支部

労働安全衛生法第60条により、建設業の職長は職長教育を修了していなければならないとされています。

また、平成12年3月28日付基発第179号及び平成13年3月26日付基発第178号により、現場の安全衛生責任者となる職長には、安全衛生責任者教育の受講が定められました。

さらに、平成18年4月からは労働安全衛生法改正により、「職長教育」の講習科目にリスクアセスメントに関する科目が追加されカリキュラムが大幅に改正され実施することとなりました。

当支部では、上記をうけて厚生労働省指針に基づく「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」及び労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」を下記により実施いたしますので貴社及び貴社の協力会社の方々がこの機会に多数受講されますようご案内申し上げます。

1 講習日時・会場（2日間）

日 時	会 場
令和5年 10月 19日（木）9:00～17:30 10月 20日（金）9:00～16:50	「田川建設会館」 鶴岡市余慶町19-1 TEL: 0235-22-2364

2 受講資格（建設業における次の者とする。）

- ①現在、職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者。
- ②現在、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任されて間もない者。
- ③近い将来、職長及び安全衛生責任者として選任される予定の者。
- ④近い将来、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任される予定の者。

3 教育科目

「職長教育」と「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の両カリキュラムの共通部分を整理し、14時間として教育するもので、両教育を受講したと見なされるカリキュラムになっております。

4 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区 分	一 般	建 災 防 会 員 (会員には受講料3,000円補助)
受講料・教材費	受講料 14,300円 教材費 2,134円	受講料 11,300円 教材費 2,134円
	合 計 16,434円	合 計 13,434円

5 受講申込方法、手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) **定員(30名)**になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料納入

- ① 受講料は前納制となります。下記申込み先の了解を得て期日までに納入して下さい。
② 振込手数料はご負担願います。
③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒997-0010

鶴岡市余慶町19-1

建設業労働災害防止協会鶴岡分会

TEL: 0235 (22) 2364 FAX: 0235 (22) 2289

【振込先】 山形銀行 鶴岡支店 普通預金 No. 786896

【口座名】 建設業労働災害防止協会山形県支部 鶴岡分会長 五十嵐 久廣

6 修了証

2日間、全科目受講された方には「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付し、「危険性又は有害性等の調査とその低減対策を含む教育」を修了したことを裏面に明記します。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「安全衛生教育 統合修了証」を発行します。
○**建災防山形県支部発行の「安全衛生教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

7 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索 